

ヒマス、決シテ感ハサレル様ニトナシテ
イテ前後ノ事情ヲ考ヘテ下サシ「今迄会社ナリ
祭表ニシテ事ニ異議ナク出勤ノ上誠實ニ作業ス
ル意志ノアリテ方、其旨至急書面ニ返事ヲシテ
下サシ本月末日迄ニ御返事、ナシ方ハ遺憾ナ
カク自由退職者ト認メマス

大正十一年十月二十七日

株式会社大島製鋼所

殿

寫

大正十一年十月一日

勞務甲第百八十三號

大正十一年十一月一日

警視總監赤池 環

内務大臣水野鍊太郎殿
京都大阪神奈川兵庫
千葉各府縣知事殿
司法省刑事局長殿
東京控訴院檢事長殿
東京地方裁判所檢事長殿

株式会社大島製鋼所奉議ニ関スル件

(第百十四報)

1112
011号